

多重債務問題庁内連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、多重債務問題庁内連絡会議（以下「連絡会議」）という。

(目的)

第2条 連絡会議は、多重債務に苦しむ市民を発見した場合に相談に応じられる連携体制を構築することにより、多重債務問題の早期発見、早期解決を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる庁内各関係所属等の長で構成する。

- (1) 市民安全部次長
- (2) 消費生活センター所長
- (3) 生活安全課長
- (4) 収納課長
- (5) 広報広聴課長
- (6) 総合支所総務課長
- (7) 社会課長
- (8) 高齢・障害福祉課長
- (9) こども家庭課長
- (10) 建築課長
- (11) 上下水道総務課長
- (12) 学校教育課長
- (13) その他必要があると認められる所属

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置く。会長は会議を招集し、議長となる。会長に事故あるときは副会長が職務を代理する。

2 会長は市民安全部次長、副会長は消費生活センター所長をもって充てる。

(活動内容)

第5条 連絡会議は、次に掲げる事項を活動内容とする。

- (1) 多重債務者を発見した際の消費生活センターへ確実に誘導するための連携体制の整備
- (2) 学校等と協力し、多重債務者発生予防のための金融教育の実施
- (3) 多重債務問題解決のための専門家による職員研修の実施
- (4) 多重債務問題解決後、市民の生活を安定させるための相談体制の整備
- (5) その他多重債務に関すること

(分科会)

第6条 連絡会議には、必要に応じて各関係所属の実務者代表から選出した分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。